

生衛組合の意義と活動



生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として**同業組合**の設立が認められました

生活衛生関係営業 (生衛業) 17業種

理容・美容・興行場・
クリーニング・
公衆浴場・旅館ホテル
簡易宿所・めん類・
すし・喫茶・中華料理・
社交・料理・一般飲食・
食肉・食鳥肉・氷雪



①

昭和32年~33年にかけて各地で続々組合が設立され**組合加入率は90%以上**でした。各組合の全国連合会も誕生しました



②

理容店 美容室



月曜日 定休日
火曜日 定休日



生衛法制定で、組合は対外交渉力が強くなり、生衛業者の社会的地位も向上しました



③

当時、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を図ることを目的に、料金や営業方法(休日、営業時間)に関する措置を実施することができた

当時の生衛業は市中銀行からの資金借入れは容易でなかった

環衛金融公庫

組合の度重なる要求活動で**生衛業のための金融公庫**もできました



(昭和42年)

④

組合の行動力の成果です

生衛法は**昭和54年の大改正**で、**生衛業の振興と消費者保護**が法律の目的に追加されました。**指導センター**が新たに設立され、**生衛組合をサポート**することになりました



⑤

生衛組合は、地域の安全・安心の確保、地域の高齢化対応など**社会貢献活動**も実施しています

「地域の健康づくり応援」「訪日外国人の受け入れ体制の整備」「地元行政と災害地域協定の締結」など



⑥

生衛組合は地域の衛生水準の向上に貢献しているんだ皆さん! 組合に加入して地域を守りましょう!

組合には、どなたでも加入でき、加入すると様々なメリットがあります!



⑦